

千早赤阪村公告第 8 号

次のとおり太子町及び千早赤阪村の各給食センターに係る再編等可能性調査業務委託事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により、公告する。

令和 8 年 5 月 11 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏



1. 入札に付する事項等

- (1) 入札件名 太子町及び千早赤阪村の各給食センターに係る再編等可能性調査業務委託
- (2) 履行場所 大阪府南河内郡内
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 28 日まで
- (4) 業務概要 添付している仕様書のとおり。
- (5) 入札方法 太子町及び千早赤阪村の合同入札
- (6) 予定価格 金 11,710,000 円（税抜き）
- (7) 最低制限価格 設定なし
- (8) 入札保証金 太子町：入札書記載の見積金額に消費税を加えた金額の 100 分の 5 以上。ただし、太子町財務規則第 118 条の規定に基づき免除するものを除く。
千早赤阪村：免除
- (9) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上（但し、太子町財務規則第 134 条及び千早赤阪村財務規則第 81 条の規定に基づき免除する者を除く。）
- (10) 前払金 無
- (11) 部分払 無
- (12) 契約書の作成 必要（契約書は指定する様式とする。）
- (13) 契約書の提出期限 落札者決定の日から 5 日以内（休日・祝日を除く。）

2. 入札参加資格の要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 太子町の入札参加有資格者名簿及び千早赤阪村の入札参加資格者名簿

(建設コンサルタント等) 業種「調査」で登録があり、学校給食センターを対象とした調査業務の実績がある者。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。(同法の規定による更生計画が認可されている者を含む。)

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。(同法の規定による再生計画が認可されている者を含む。)

(5) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者

ア 太子町建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置又は千早赤阪村建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者

イ 太子町又は千早赤阪村との契約において、談合等の不正行為があったとして、損害賠償請求を受けている者(当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

ウ 太子町契約からの暴力団排除措置要綱又は千早赤阪村契約関係暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置要件に該当する者

3. 質問書に関する事項について

仕様書の内容についての質疑の方法、期間及び場所並びに当該質疑に対する回答の方法及び日時は、次の期間で実施する。

(1) 質疑方法 添付している質問書を太子町教育委員会事務局教育総務課学校給食センターに電子メールで提出すること。その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

太子町 教育委員会事務局 教育総務課

学校給食センターメールアドレス

kyusyokusenta@town.osaka-taishi.lg.jp

(2) 質疑受付期間 令和8年5月18日(月)正午まで

(3) 質疑回答方法 令和8年5月21日(木)午後5時30分までに太子町ホームページ及び千早赤阪村ホームページに回答を

掲載する。

4. 入札書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

①入札書（総額を記入すること）

②事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）

③以下のいずれか

- ・入札保証金免除申請書
- ・入札保証金納付書
- ・入札保証金免除申請書（履行保険）

※郵送の場合：書類は二重封筒とし、①を中封筒に入れ、外封筒に②③を同封すること。

※持参の場合：①を中封筒に封入し、②③の書類を一緒に提出すること。

※中封筒の封緘方法については太子町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札要綱第9条及び太子町が指定する封筒（郵送用封筒例）に従うこと。

(2) 入札書の提出先

住所：〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町 政策総務部 総務財政課

(3) 入札書類等到着期限日 令和8年5月28日（木）正午まで

(4) 入札書の提出方法

一般書留郵便、簡易書留郵便等、対面授受が可能な送付、又は持参

※特定記録郵便、レターパックライトなど郵便受けに投函されるものは不可。

※郵送等による費用は入札参加者の負担となる。

5. 開札日時、場所、傍聴方法等

(1) 開札日時 令和8年5月29日（金）午後10時

(2) 開札場所 太子町役場庁舎3階 会議室

(3) 開札の傍聴方法

開札の傍聴を希望する場合は、太子町建設工事等傍聴要綱に基づき、開札日の午前9時30分から午前9時50分までに開札場所で申込みを行うこと。

なお、傍聴は申込み先着順とし、開札日につき定員 10 名になり次第締め切る。また、傍聴は原則 1 業者につき 1 名までとし、「太子町建設工事等入札傍聴要綱」を熟読の上、申込みをすること。

6. 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反する者のした入札
- (4) 規定する提出方法によらない入札
- (5) 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札
- (6) 委任状の提出がない代理人のした入札
- (7) 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札
- (8) 同一人がした 2 以上の入札
- (9) 入札者が協定してした入札

7. 落札候補者の決定

提出された入札書等の審査の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

8. くじの方法

くじの方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の 3 桁の数字（以下「くじ用数字」という。）を記載する。
- (2) 開札立会人により 3 桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下 3 桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を 0 として、入札参加有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。業者番号が最大の者までくじ番号を付したとき、くじ番号を付していない者がある場合は、業者番号の最小の者に残り残りの者に続けてくじ番号を昇順に付す。

- (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に(2)で決定した乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。
- (5) 入札書にくじ用数字が記載されていないとき又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を0とみなすものとする。
- (6) 最低の価格以外で同額となった者が2者以上の場合における順位の決定も同様に行うものとする。
- (7) 入札参加資格に複数の登録業務を指定している場合で、同一業者において、指定業務ごとに業者番号が存在する場合は最小の業者番号を使用することとする。

9. 事後審査

(1) 提出書類

- ① 事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書（様式第2号）
- ② 学校給食センターを対象とした調査業務の実績がわかる資料（契約書の写し等）

(2) 提出期限

令和8年6月2日（火）正午まで

(3) 提出場所

太子町 政策総務部 総務財政課

千早赤阪村 総務部 総務政策課

※太子町、千早赤阪村それぞれに提出すること。

10. 落札者の決定及び契約の締結

(1) 落札者の決定

落札候補者について、開札後に事後審査の提出書類に基づく審査を行い、入札参加資格を確認し、適格者を落札者として決定する。なお、落札候補者は、本村からの連絡にすぐに対応出来るように待機しておくこと。ただし、確認の結果、不適格の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、これを繰り返すものとする。

(2) 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本村は一切の責めを負わない。

落札者は、太子町及び千早赤阪村のそれぞれと契約を締結する。

太子町及び千早赤阪村の契約金額は、落札金額に消費税を加えた額のそれぞれ2分の1とする。

11. その他

(1) 注意事項

- ①上記の条件は、特に記載がない限り公告日現在のものであるとする。
- ②入札参加者は、この公告のほか「事後審査型条件付一般競争入札の心得」、「事後審査型条件付一般競争入札の注意事項」を熟読し内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札を行なうこと。
- ③提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(2) 問い合わせ先

太子町 教育委員会事務局 教育総務課 学校給食センター（案件内容に関すること）

TEL:0721-98-4607

FAX:0721-98-4609

Mail:kyusyokusenta@town.taishi.osaka.jp

太子町 政策総務部 総務財政課（入札手続きに関すること）

TEL:0721-98-0300

FAX:0721-98-4514

Mail:soumu@town.taishi.osaka.jp

千早赤阪村 教育委員会事務局 教育課 学校給食センター（案件内容に関すること）

TEL:0721-72-1112

FAX:0721-72-1118

Mail:kyusyoku@vill.chihayaakasaka.lg.jp

千早赤阪村 総務部 総務政策課（入札手続きに関すること）

TEL:0721-72-0081

FAX:0721-72-1880

Mail:soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp

12. 共同事業の実施

- (1) 本業務は、太子町及び千早赤阪村の共同事業として実施する。
- (2) 入札執行は、太子町が代表して執行する。
- (3) 落札者との契約は、太子町及び千早赤阪村がそれぞれ契約する。
- (4) 入札金額は、本業務に係る総額（消費税を除く）を記載するものとする。
その場合、割り切れる金額とすること。
- (5) 太子町及び千早赤阪村の契約金額は、落札金額に消費税を加えた額のそれぞれ2分の1とする。

